

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あんしん透析支援協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、透析患者が高齢になっても安心して治療を継続できる社会の実現を目指し医療・介護・地域が連携して支え合う仕組みづくりに取り組むことを目的とする。

患者及びその家族に寄り添い、在宅・施設を問わず生活の質（QOL）の向上と持続可能な透析環境の整備を推進する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 在宅透析を含む透析患者及び家族への情報提供と相談支援事業
- (2) 医療機関と介護施設との連携促進、地域包括ケアシステムとの協働事業
- (3) 安心して透析治療を受けられる地域ネットワークの形成事業
- (4) 一般市民への啓発活動による理解促進と共生社会の推進事業
- (5) 福祉有償運送サービス事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人及び団体
- (2) 施設会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を支援する医療、介護関連機関
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人以上2人以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	萩原 政美
理事	池島 修一
同	板谷 真紀子
同	佐古 光子

同	高橋 純子
同	田中 農
同	塚田 毅
同	中原 宣子
同	藤原 功一
監事	椎野 充則

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 正会員 (個人) 2,000 円
(団体) 2,000 円
 - 施設会員 5,000 円
 - 賛助会員 (個人) 一口 5,000 円 (1 口以上)
 - (団体) 一口 50,000 円 (1 口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無	
			有	無
理事	はぎはら まさみ 萩原 政美		有	無
理事	ふじわら こういち 藤原 功一		有	無
理事	なかはら のりこ 中原 宣子		有	無
理事	いけじま しゅういち 池島 修一		有	無
理事	いたや まさこ 板谷 真紀子		有	無
理事	さこ みつこ 佐古 光子		有	無
理事	たかはし じゅんこ 高橋 純子		有	無
理事	たなか ゆたか 田中 農		有	無
理事	つかだ たけし 塚田 毅		有	無
監事	しいの みつのり 椎野 充則		有	無

設立趣旨書

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会
設立代表者 萩原 政美

我が国の高齢人口の急速な増加を背景に、厚生労働省は2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

透析患者においても導入平均年齢・全体の平均年齢ともに高齢化の傾向が続いており、介護度の悪化から施設への入居を余儀なくされる透析患者が非常に増えています。透析医療機関と介護入居施設が協力して相互連携を構築していくことが地域包括ケアの理念に沿っています。

腎代替療法の一つである透析は、国内では主に血液透析が採用され、腹膜透析の割合は約3%と低く、諸外国と比べて普及が進んでいません。しかし腹膜透析は在宅医療や地域連携の推進、適切な腎代替療法の選択肢拡大など、国が進める医療政策にも合致しており、導入を推進する医療機関も増加しています。

一方で、高齢の腹膜透析患者が増えるなか、入院前は在宅で腹膜透析を行っていた患者も、入院を機に病状やADL（日常生活動作）の低下により、自宅以外の介護関連施設への入居を必要とするケースが増えています。しかし、介護施設における透析患者、特に腹膜透析患者の受入れは依然として進んでおらず、その背景には腹膜透析への理解不足や不安・先入観が根強く、受入れ体制が整いにくい現状があります。

こうした状況を改善するため、私たちは大阪府下の介護施設に対して腹膜透析に関する情報提供や受入れ提案を行い、受入れ施設と基幹病院との連携促進に取り組んできました。今後は、透析患者や家族の多様な要望に応えるため、活動の範囲をさらに拡大し、全国的な支援体制を整えていきたいと考えています。

そのためには、より多くの医療従事者や関係者の理解と参画を得ることが不可欠であり、また医療という公益性の高い分野に関わる活動として、適正かつ持続可能な組織運営が求められます。特定非営利活動法人化は、地域包括ケアシステムに関与する公的な組織としての信頼性を高め、活動を安定的に継続する上で最適な形態であると考えます。

我が国の慢性腎臓病患者は約2,000万人と推計されており、その一部は末期腎不全に至り透析療法や腎移植が必要となります。誰もが自身のライフスタイルに合った治療法を納得して選択し、自分らしく暮らしていける社会を実現するために、私たちは特定非営利活動法人としての活動を開始します。

初年度事業計画書

成立の日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会

I 事業の実施方針

設立初年度として、医療機関と介護施設との連携を中心に、透析患者が安心して治療を継続出来る受入れ体制の整備を進める。特に在宅透析や高齢患者の受入れが可能な施設ネットワークの開拓を重点的に行い、大阪府下でのモデル構築を目指す。

II 事業の実施に関する事項

(1) 在宅透析を含む透析患者及び家族への情報提供と相談支援事業

【内 容】相談窓口の設置・介護施設見学会の実施

【実施場所】大阪府下全域

【実施日時】毎日（土日祝日を除く）9:00～18:00

【事業の対象者】患者・家族・医療機関・介護施設

【収 益】900千円（施設入居希望者紹介手数料 10件×90千円）

【費 用】500千円（給与@1.25千円×32時間×10ヶ月=400千円

会議費5千円×10ヶ月=50千円、旅費交通費5千円×10ヶ月=50千円）

(2) 医療機関と介護施設との連携促進、地域包括ケアシステムとの協働事業

【内 容】患者受入れ可能施設の調査・登録制度の整備 基幹病院・施設との連携支援

【実施場所】大阪府下全域

【実施日時】毎日（土日祝日を除く）9:00～18:00

【事業の対象者】医療機関・介護施設

【収 益】540千円（施設入居希望者紹介手数料 6件×90千円）

【費 用】500千円（給与@1.25千円×32時間×10ヶ月=400千円

会議費5千円×10ヶ月=50千円、旅費交通費5千円×10ヶ月=50千円）

(3) 安心して透析治療を受けられる地域ネットワークの形成事業

【内 容】医療・介護連携会議の実施

【実施場所】大阪府下全域

【実施日時】月1回

【事業の対象者】医療機関・介護施設

【収 益】0千円

【費 用】120千円（旅費交通費5千円×10回=50千円、会場賃料5千円×10回=50千円

広告宣伝費2千円×10回=20千円）

(4) 一般市民への啓発活動による理解促進と共生社会の推進事業

【内 容】透析医療の理解促進を目的とした市民講座の開催

【実施場所】大阪府下研修会場

【実施日時】年1回

【事業の対象者】一般市民

【収 益】0千円

【費 用】100千円（旅費交通費3千円×10人=30千円、会場賃料50千円×1回=50千円

広告宣伝費20千円×1回=20千円）

(5) 福祉有償運送サービス事業

【内 容】 通院支援等を目的としたモデル事業の準備・試行

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 毎日（日曜、祝日を除く） 8:00~18:00

【事業の対象者】 障害者、介護保険の要介護者・要支援者 左記利用者の付添人

【収 益】 700 千円（利用料平均1,400円×500回/年）

【費 用】 800 千円（給与@1.25千円×32時間×10ヶ月=400千円
車両費リース料28千円×10ヶ月=280千円、燃料費12千円×10ヶ月=120千円）

翌年度事業計画書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会

I 事業の実施方針

令和9年度は、初年度に整備したネットワークをもとに協働体制を拡充し、在宅透析支援の普及及び施設受入れ促進のモデルケースを関西圏に発信する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 在宅透析を含む透析患者及び家族への情報提供と相談支援事業

【内 容】相談窓口の設置・介護施設見学会の実施

【実施場所】大阪府下全域

【実施日時】毎日（土日祝日を除く）9:00～18:00

【事業の対象者】患者・家族・医療機関・介護施設

【収 益】1,080 千円（施設入居希望者紹介手数料 12 件×90 千円）

【費 用】600 千円（給与@1.25 千円×32 時間×12 ヶ月=480 千円

会議費 5 千円×12 ヶ月=60 千円、旅費交通費 5 千円×12 ヶ月=60 千円）

(2) 医療機関と介護施設との連携促進、地域包括ケアシステムとの協働事業

【内 容】患者受入れ可能施設の調査・登録制度の整備 基幹病院・施設との連携支援

【実施場所】大阪府下全域

【実施日時】毎日（土日祝日を除く）9:00～18:00

【事業の対象者】医療機関・介護施設

【収 益】900 千円（施設入居希望者紹介手数料 10 件×90 千円）

【費 用】600 千円（給与@1.25 千円×32 時間×12 ヶ月=480 千円

会議費 5 千円×12 ヶ月=60 千円、旅費交通費 5 千円×12 ヶ月=60 千円）

(3) 安心して透析治療を受けられる地域ネットワークの形成事業

【内 容】医療・介護連携会議の実施

【実施場所】大阪府下全域

【実施日時】月 1 回

【事業の対象者】医療機関・介護施設

【収 益】 0 千円

【費 用】144 千円（旅費交通費 5 千円×12 回=60 千円、会場賃料 5 千円×12 回=60 千円

広告宣伝費 2 千円×12 回=24 千円）

(4) 一般市民への啓発活動による理解促進と共生社会の推進事業

【内 容】透析医療の理解促進を目的とした市民講座の開催

【実施場所】大阪府下研修会場

【実施日時】年 2 回

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0 千円

【費 用】170 千円（旅費交通費 3 千円×5 人× 2 回=30 千円、会場賃料 50 千円×2 回=100 千円

広告宣伝費 20 千円×2 回=40 千円）

(5) 福祉有償運送サービス事業

【内 容】 通院支援等を目的としたモデル事業の試行エリアの拡大

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 毎日（日曜、祝日を除く） 8：00～18：00

【事業の対象者】 障害者、介護保険の要介護者・要支援者 左記利用者の付添人

【収 益】 840 千円（利用料平均1,400 円×600 回/年）

【費 用】 960 千円（給与@1.25 千円×32 時間×12 ヶ月=480 千円
車両費リース料 28 千円×12 ヶ月=336 千円、燃料費 12 千円×12 ヶ月=144 千円）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会
 成立の日から令和8年12月31日まで

(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
施設会員	80,000		
賛助会員受取会費	250,000	350,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
在宅透析を含む透析患者及び家族への情報提供と相談支援事業	900,000		
医療機関と介護施設との連携促進、地域包括ケアシステムとの協働事業	540,000		
福祉有償運送サービス事業	700,000	2,140,000	
5. その他収益			
経常収益計			2,990,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	180,000		
賃貸料	100,000		
広告費	40,000		
車両費	280,000		
燃料費	120,000		
その他経費計	820,000		
事業費計		2,020,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	200,000		
法定福利費	0		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	50,000		
通信費	60,000		
広告費	144,000		
諸会費	56,000		
地代家賃	330,000		
その他経費計	740,000		
管理費計		940,000	
経常費用計			2,960,000
当期経常増減額			30,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			30,000
設立時正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			60,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人あんしん透析支援協会
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
施設会員	110,000		
賛助会員受取会費	300,000	440,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	600,000	600,000	
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
在宅透析を含む透析患者及び家族への情報提供と相談支援事業	1,080,000		
医療機関と介護施設との連携促進、地域包括ケアシステムとの協働事業	900,000		
福祉有償移送サービス事業	840,000	2,820,000	
5. その他収益			
経常収益計			3,860,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,440,000		
人件費計	1,440,000		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	210,000		
賃貸料	160,000		
広告費	64,000		
車両費	336,000		
燃料費	144,000		
その他経費計	1,034,000		
事業費計		2,474,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	250,000		
法定福利費	0		
人件費計	250,000		
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	80,000		
消耗品費	120,000		
通信費	70,000		
広告費	174,000		
諸会費	56,000		
地代家賃	396,000		
その他経費計	966,000		
管理費計		1,216,000	
経常費用計			3,690,000
当期経常増減額			170,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			170,000
前期正味財産増減額			60,000
次期繰越正味財産額			230,000